

# 鹿児島県建設業協会 各協会、その役職員の皆様へ 自動車共済〔集団団体制度〕のご案内

西日本自動車共済協同組合は鹿児島県建設業協会と、自動車共済について、「集団団体」契約を締結しております。各協会及びその役職員の皆様のお車は、一般のご契約に比べお得な「集団団体」でご契約いただけます。

## 1 団体割引10%を適用！

鹿児島県建設業協会と各協会およびその役職員の皆様の自動車共済契約に対し、**団体割引10%**が適用されます。

## 2 ご家族のお車もOK！

「集団団体」の対象となるお車は、県建設業協会のお車、役員および職員が所有するお車に加え、役員・職員の同居のご家族が所有するお車も対象となります。

## 3 示談交渉サービス付き

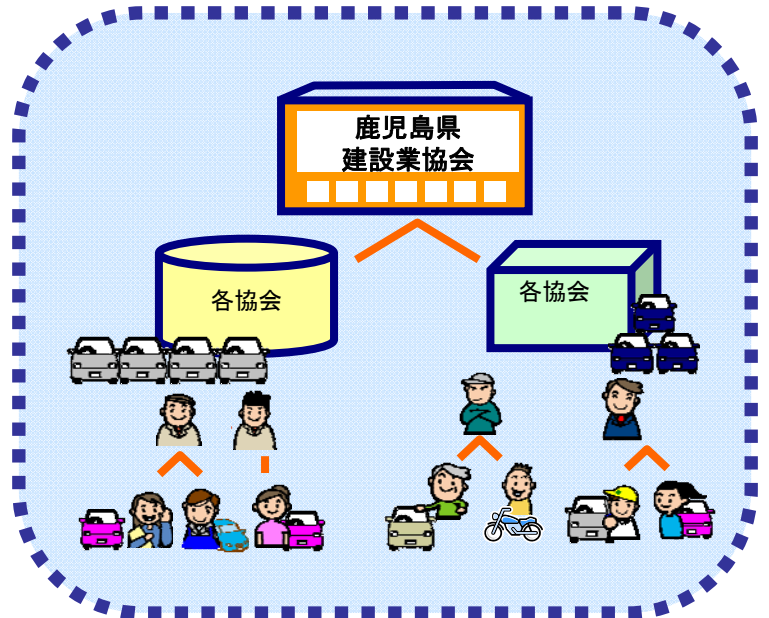
自動車共済の契約にはすべて示談交渉サービス（対人事故・対物事故）が付いています。組合の事故処理専任職員がお客様に代わり事故解決まで親身に対応します。

## 4 充実補償と安心サービス

- 人身傷害共済 ● 弁護士費用特約
- 夜間休日事故電話受付サービス（通話料無料）
- 自動車共済ロードサービス※適用にあたっては諸条件がございます。詳細は担当者におたずねください。

### ご注意

- 本チラシは集団団体の概要を記載したものです。● 集団団体のお取扱方法および各共済・特約の補償内容および共済金をお支払いできない場合、割引等の詳細については自動車共済のパンフレットまたは「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。● 右記代理所または担当支部におたずねください。
- ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- 西日本自動車共済協同組合は、全国自動車共済協同組合連合会が運営する再共済事業に加入しております。
- 自動車共済にはじめてご加入の際には、ご契約のお車の台数に関係なく、共済掛金とは別に出資金（1口1,000円）または員外利用料が必要となります。



## 5 他社割引の継続OK！

現在他社で自動車保険をご契約の場合、他社でのノンフリート等級別割引・割増（フリート契約者の場合はフリート割引・割増）を自動車共済で引き継げます。

### ● 団体割引を適用できるお車

- ・ 鹿児島県建設業協会の所有車両
- ・ 同協会の役職員＋同居ご家族の所有車両
- ・ 各協会の所有車両
- ・ 同協会会員の役職員＋同居ご家族の所有車両

● お見積もりはお気軽に  
～現在ご加入の共済証書・保険証券をご用意下さい～

## アライアンス 株式会社

〒892-8282

鹿児島市金生町7-8 鹿児島金生町ビル5F  
TEL099-216-8880 FAX099-227-2000

引受会社



西日本自動車共済協同組合